



平成 28 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社大泉製作所
 代表者名 代表取締役社長 久保田 達夫
 (コード：6618、東証マザーズ)
 問合せ先 取締役 山崎 成樹
 (TEL. 04-2953-9212)

インテグラル・オーエス投資事業組合 1 号及び Spring L.P. による当社株券に対する公開買付けに関する意見
 表明のお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 11 日開催の取締役会において、以下のとおり、インテグラル・オーエス投資事業組合 1 号及び Spring L.P. (以下併せて「公開買付者ら」といいます。) による当社株券 (以下「当社株式」といいます。) 及び当社の行使価額修正条項付第 2 回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格の妥当性に関する判断については中立の立場を取り意見を留保すること、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社と公開買付者らは、本公開買付け後においても、当社株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としております。

1. 公開買付者らの概要

(1)	名 称	インテグラル・オーエス投資事業組合 1 号	
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内 2 丁目 1 番 1 号	
(3)	設 立 根 拠 等	民法に基づく任意組合	
(4)	組 成 目 的	当社に対して投資する事業を行うこと	
(5)	組 成 日	平成 28 年 9 月 30 日	
(6)	出 資 の 総 額	約 28.8 億円	
(7)	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	インテグラル・オーエス株式会社	0.35%
		インテグラル 2 号投資事業有限責任組合	99.65%
(8)	業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	業務執行組合員①	
		名 称	インテグラル・オーエス株式会社
		所 在 地	東京都千代田区丸の内 2 丁目 1 番 1 号
		代表者の役職・氏名	代表取締役 辺見芳弘
		事 業 内 容	ファンドの運営・管理
		資 本 金	50 万円
		業務執行組合員②	
		名 称	インテグラル 2 号投資事業有限責任組合
		所 在 地	東京都千代田区丸の内 2 丁目 1 番 1 号
		代表者の役職・氏名	無限責任組合員 インテグラル・パートナーズ株式会社 代表取締役 山本礼二郎
事 業 内 容	ファンドの運営・管理		

	出 資 の 総 額	398.0 億円
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間には、記載すべき関係はありません。
	上 場 会 社 と 業 務 執 行 組 合 員 と の 間 の 関 係	当社と業務執行組合員との間には、記載すべき関係はありません。

(1) 名 称	Spring L.P.	
(2) 所 在 地	私書箱 309 ウグランドハウス、グランド・ケイマン KY1-1104、ケイマン諸島 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)	
(3) 設 立 根 拠 等	英国領ケイマン諸島法に基づく特例リミテッド・パートナーシップ	
(4) 組 成 目 的	当社に対して投資する事業を行うこと	
(5) 組 成 日	平成 28 年 8 月 18 日	
(6) 出 資 の 総 額	約 3.2 億円	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	Integral Partners (Cayman) II (A) Limited	0.35%
	Integral Fund II (A) LP	99.65%
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	Integral Partners (Cayman) II (A) Limited
	所 在 地	私書箱 309 ウグランドハウス、グランド・ケイマン KY1-1104、ケイマン諸島 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	Director John Cullinane
	事 業 内 容	ファンドの運営・管理
	資 本 金	6,000 万円
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間には、記載すべき関係はありません。
	上 場 会 社 と 業 務 執 行 組 合 員 と の 間 の 関 係	当社と業務執行組合員との間には、記載すべき関係はありません。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、370 円

行使価額修正条項付第 2 回新株予約権 1 個につき、1 円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 28 年 11 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格の妥当性に関する判断については中立の立場を取り意見を留保すること、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

当社は、公開買付者らより、本公開買付けの概要について以下の説明を受けております。

公開買付者らは、主に当社に投資することを目的とした(i)平成28年9月30日に組成された民法上の任意組合であるインテグラル・オーエス投資事業組合1号、及び(ii)平成28年8月18日に組成された英国領ケイマン諸島法に基づくエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップである Spring L.P. であり、本日現在、インテグラル・オーエス投資事業組合1号は当社株式100株を所有しており、Spring L.P. は当社株式を所有していないとのことです。

公開買付者らは、いずれもインテグラル株式会社の関連事業体であり、本公開買付けの実施を目的として新たに組成されたとのことです。インテグラル・オーエス投資事業組合1号は、インテグラル株式会社の子会社であるインテグラル・オーエス株式会社及びインテグラル2号投資事業有限責任組合を業務執行権限のある組合員とした民法上の任意組合であり、Spring L.P. は、インテグラル株式会社の子会社である Integral Partners (Cayman) II (A) Limited をジェネラル・パートナーとし、Integral Fund II (A) L.P. をリミテッド・パートナーとするケイマン諸島法上のエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップとのことです。

インテグラル株式会社は、日本国内の上場企業・未公開企業等に投資するエクイティ投資会社であり、平成19年9月の創業以来、インテグラル株式会社及びその子会社7社並びにこれらの関連ファンド9個(本日現在、以下「インテグラル」といいます。)において、成長、再成長、再生など様々な企業ステージに合わせた投資を行っているとのことです。詳細については、後記「②公開買付者らにおける意思決定に至る過程」をご参照ください。

今般、公開買付者らは、平成28年11月11日、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)のマザーズ市場(以下「東証マザーズ市場」といいます。)に上場している対象者株式を取得し、対象者への取締役の派遣による経営参画を通じて対象者の企業価値の向上を図ることを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者らは、本公開買付けに際し、当社の筆頭株主のアジア リカバリー ファンド エルピー、第2位株主のダブリュ エル アール リカバリー ファンド ツー エルピー、第3位株主のアジア リカバリー コー インベストメント パートナーズ エルピー(以下、総称して「本応募予定株主」といいます。)との間で、平成28年11月7日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、本応募予定株主がその所有する当社株式(2,094,000株、所有割合(注)25.03%)の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。本日現在、本応募予定株主は、アジア リカバリー ファンド エルピーが対象者株式1,038,800株(所有割合12.41%)、ダブリュ エル アール リカバリー ファンド ツー エルピーが対象者株式627,900株(所有割合7.50%)、アジア リカバリー コー インベストメント パートナーズ エルピーは対象者株式427,300株(所有割合5.11%)をそれぞれ所有し、その合計数は、2,094,000株(所有割合25.03%)になります(本応募契約の内容については、後記「4. 公開買付者らと当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

(注1) 「所有割合」とは、当社が平成28年11月11日に提出した第103期第2四半期報告書(以下「当社第103期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年9月30日現在の当社株式の発行済株式総数(7,882,968株)から同報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(121株)を控除し、当社が平成28年11月1日に公表した「第三者割当による第2回新株予約権(行使価額修正条項付)の月間行使状況に関するお知らせ」に記載された本新株予約権50個の行使に伴い発行された当社株式数(5,000株)及び平成28年10月31日現在の未行使の本新株予約権(注2)(4,795個)の目的となる当社株式数(479,500株)を加算した株式数(8,367,347株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます(以下同じです。)。なお、平成28年11月11日に本新株予約権600個の行使に伴い当社株式60,000株が発行されていますが、平成28年9月30日以降平成28年11月11日までの間においては、前記本新株予約権の行使に伴う合計65,000株の交付を除いて当社株式の発行済株式総数及び当社が所有する自己株式数に変動はなく、また、平成28年10月31日以降平成28年11月11日までの間においては、平成28年11月11日に行使された本新株予約権600個の減少(減少後の未行使の本新株予約権の数は4,195個)を除き、未行使の本新株予約権の個数について

変動はありません。

(注2) 本新株予約権は、平成 27 年 3 月 9 日開催の当社取締役会の決議に基づきマッコーリー・バンク・リミテッドに対して発行した行使価額修正条項付第 2 回新株予約権であり、行使期間は平成 27 年 3 月 25 日から平成 29 年 3 月 24 日までの 2 年間、行使価額は行使請求の効力発生日の前取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額に修正されますが、その下限行使価額は 410 円となっております。

公開買付者らは、本公開買付けの買付予定数の下限を、本応募契約に基づく応募予定株式数と同数の 2,094,000 株（所有割合 25.03%）としているとのことです。したがって、公開買付者らは、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が、2,094,000 株に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

また、公開買付者らは、当社株式の上場廃止を企図していないものの、最近の当社株価動向等を勘案した上で、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）による売却を希望する本応募予定株主以外の当社株主の皆様に対しても、広く売却の機会を確保するため、買付予定数の上限は定めてないとのことです。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。本公開買付けにより当社株式が上場廃止となる見込み及びその理由については、後記「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、各公開買付者が取得する株式数及び新株予約権数は、次の算式によって算出される株式数及び新株予約権数を予定しているとのことです。

公開買付者	取得する株式数及び新株予約権数
インテグラル・オーエス投資 事業組合 1 号	・ 本公開買付けによって取得することとなった株式に 100 株を加算した数に 442 分の 398 を乗じた数から 100 株を控除した数 ・ 本公開買付けによって取得することとなった新株予約権のうち 442 分の 398 に相当する数
Spring L.P.	・ 本公開買付けによって取得することとなった株式に 100 株を加算した数に 442 分の 44 を乗じた数 ・ 本公開買付けによって取得することとなった新株予約権のうち 442 分の 44 に相当する数

(注) 上記算式によって算出される株式数又は新株予約権数において、1 株又は 1 個未満の端数が発生した場合には、小数点以下第一位を四捨五入することによって整数となるように公開買付者ら間の協議によって調整するとのことです。

公開買付者らは、本公開買付価格を決定するに際して、当社が公表している財務情報等の資料、当社に対して平成 28 年 5 月下旬から同年 6 月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、当社の事業及び財務の状況を分析したとのことです。また、公開買付者らは、当社株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日（平成 28 年 11 月 11 日）の前営業日である平成 28 年 11 月 10 日の東証マザーズ市場における当社株式の終値（470 円）並びに過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値（391 円、355 円及び 351 円）の推移を参考にしたとのことです。これらに加え、本応募予定株主との協議及び交渉を踏まえて、平成 28 年 11 月 11 日に本公開買付価格を 370 円と決定したとのことです。なお、公開買付者らは、前記の諸要素を考慮し、本応募予定株主との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネスオピニオンは取得していないとのことです。

本公開買付価格 370 円は、本公開買付けの実施についての公表日（平成 28 年 11 月 11 日）の前営業日である平成 28 年 11 月 10 日の東証マザーズ市場における当社株式の終値 470 円に対して 21.28%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。）、平成 28 年 11 月 10 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純

平均値 391 円に対して 5.37%のディスカウントをそれぞれ行った金額となりますが、平成 28 年 11 月 10 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 355 円に対して 4.23%、平成 28 年 11 月 10 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 351 円に対して 5.41%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるということです。

公開買付者らは、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではなく、当社株主の皆様に対して売却の機会を確保することを企図して実施されるものであることを前提として、上記のとおり、本公開買付け価格 370 円は、本公開買付けの実施についての公表日（平成 28 年 11 月 11 日）の前営業日である平成 28 年 11 月 10 日の東証マザーズ市場における当社株式の終値 470 円に対して 21.28%のディスカウントにはなるものの、平成 28 年 11 月 10 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 355 円に対して 4.23%、平成 28 年 11 月 10 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 351 円に対して 5.41%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であることからすれば、本公開買付け価格は不合理な価格ではないものと考えているということです。

なお、インテグラル・オーエス投資事業組合 1 号は、平成 28 年 10 月 25 日、1 株当たり 377 円にて、対象者株式 100 株（1 単元）を取得しているということです。当社が平成 27 年 3 月 9 日に公表した「第三者割当による行使価額修正条項付第 2 回新株予約権及び第 1 回無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ」及び平成 28 年 6 月 29 日に提出した第 102 期有価証券報告書によれば、本新株予約権は、行使期間が開始しており、その 1 株当たりの行使価額は行使請求の通知を当社が受領した日の前取引日の東京証券取引所における普通株式普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正されるものの、1 株当たりの下限行使価額は 410 円とされており、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（本公開買付け価格）である 370 円を上回っていることから、本新株予約権の買付け等の価格は 1 個当たり 1 円と決定したということです。なお、公開買付者らは、本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関より算定書及び意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないということです。

②公開買付者らにおける意思決定に至る過程

(a) 本公開買付けの目的及び背景

インテグラルは、日本国内の上場企業・未公開企業等に投資するエクイティ投資会社であり、平成 19 年 9 月の創業以来、インテグラルにおいて、13 社（機械・部品のメーカーである株式会社ビー・ピー・エス、ファイベスト株式会社のほか、スカイマーク株式会社、株式会社アパマンショップホールディングス、キュービーネット株式会社、株式会社シカタ等）へのバイアウト投資実績を有し、成長、再成長、再生など様々な企業ステージに合わせた投資を行っているということです。

投資先企業の運営に関しては、既存の運営体制を尊重することを基本におきつつ、必要に応じてインテグラルのメンバーを派遣し様々な経営課題についての経営支援を行う体制をとっており、正に投資先企業の皆様と『同じ目線・時間軸』をもって共に歩み、企業価値の最大化に向けて経営・財務の両面での最適な経営支援を行っているということです。インテグラルは、コスト削減やオペレーションの効率化のみによる短期的な利益の追求ではなく、長期的な視野に立った投資やリソース配分を行い、永続的な事業の成長・発展を目指すことをモットーとしているということです。長年 M&A 業務及び会社経営に従事し、それらの高度な専門的知識を有する者が集まった国内独立系のファンドとして、日本企業のマネジメント層の特性を十分に理解・尊重しながら、投資先企業の企業価値向上を最優先した成長戦略促進の支援に全力で取り組んでいるということです。

一方、当社は、昭和 14 年 8 月 13 日に、後に初代取締役となる松井角平らが、航空機の高性能電気接点の製造を目的とする日本接点研究所として創業、その後、法人組織に改組し、昭和 19 年 3 月 25 日に資本金 2,500 千円で、株式会社大泉航空機器製作所として設立されました。戦後、昭和 20 年 10 月に社名を現在の株式会社大泉製作所と改め、民需の電気接点の製造を開始しましたが、昭和 27 年 2 月に電気通信省電気通信研究所よりサーミスタ（注）の試作依頼を受け研究開発を開始、昭和 30 年 1 月に電話交換機用のサーミスタの生産を開始いたしました。以来、50 有余年にわたり、半導体セラミック技

術及び金属、プラスチック、ガラス技術の蓄積に基づき、各種温度センサの開発に取り組み、サーミスタ及びサーミスタ温度センサにおける業界トップシェアのリーディングカンパニー（平成 26 年シェア 32.8%、株式会社富士キメラ総研「車載電装デバイス&コンポーネンツ総調査 2015」）として、産業界で確固たる地位を確立しております。

(注) 「サーミスタ」：熱に感じやすい抵抗体（Thermistor）を意味し、温度を測定するセンサとして利用されます。

当社は、中国における製造子会社である東莞大泉傳感器有限公司における家電向けエアコン用センサ生産ラインの増設のための生産設備構築資金、及び国内製造子会社であるセンサ工業株式会社第 1 工場における自動車用センサ生産ラインの増設のための生産設備構築資金の調達を目的として、平成 24 年 6 月に東証マザーズ市場に上場しております。

主な事業として、熱・温度変化によって電気抵抗値が変化する半導体セラミックスのサーミスタを利用した各種電子部品（以下「エレメント製品」といいます。）の製造・販売、並びにそれらを使用して、顧客である自動車部品メーカーや空調・家電メーカー等が最終製品に取付けて温度測定や制御に利用出来る温度センサ（以下「センサ製品」といいます。）を製造・販売しております。

(i) 自動車部品関連分野

当社の主力分野である自動車部品関連の温度センサ製品は、昭和 39 年にラジエーター用水温センサの生産開始から始まり、燃料残量警告灯用センサ、エンジン制御用吸気温度センサ、カーエアコン用エバポレータ（蒸発装置）温度センサなど、自動車の高性能化に伴い自動車用温度センサのあらゆる部分に採用が拡大されてきました。ハイブリッド車や電気自動車の電動駆動系統にも 2 次電池用温度センサをはじめとして 1 台あたり 12 個前後（前述株式会社富士キメラ総研調査）の温度センサが搭載されています。

(ii) 空調・カスタム部品関連分野

当該分野で特に当社が注力しているエアコンには、室内機には吸込み口温度、吹出し口温度、室内温度の検知のための温度センサをはじめ、室内機－室外機間の熱交換器温度検知及び室内の輻射熱検知用の温度センサなどが使用されています。また、室外機には、外気温検知、コンプレッサ過熱温度検知、コンプレッサ表面温度検知のための温度センサが使われております。家庭用ルームエアコンは先進国市場では高性能化が進んでおりますが、新興国市場では普及拡大期に入っており、今後も年率 2.0%にて世界生産台数が拡大していく見込みです（2015-2020 年、株式会社富士経済「グローバル家電市場総調査 2015」予測）。また、近年では、冷蔵庫、ドラム式洗濯乾燥機などに省エネタイプの製品が増えており、よりきめ細かい温度検知の必要性から温度センサの需要が拡大しております。今後はオール電化住宅、家庭用自家発電システムの普及により家電、住宅設備向けの温度センサのニーズはますます高まるものと思われま

(iii) エレメント製品分野

サーミスタ素体を 1 次加工して電子部品として使用出来る最小単位に仕上げた製品群であり、温度センサの感知部に使用されるほか、リード線や基板に直付けして温度補償や回路安定のために利用されています。近年は当社においても、工作機械メーカーや医療機器メーカーとの新規取引を開始する等（当社作成の平成 27 年 11 月 24 日付「第 2 四半期決算説明会資料」）、需要が増えております。

このようなエレメント製品及びセンサ製品の需要拡大を背景に、当社は、一層の事業拡大を目指し、平成 24 年 6 月に、東証マザーズ市場に上場を果たしました。当社は、その後、主に中国国内の人件費高騰や元高・円安による円換算での製造コストの増大等により、収益が悪化し、損益及び財務基盤の改善が喫緊の課題となりました。そこで、当社は、これを改善すべく、以下のとおり対応してまいりました。

- ・ 「地産地消」を基本とした生産工場の分散化によるリスク軽減
- ・ 欧米の自動車及び自動車部品メーカーを中心にした新規取引の拡大
- ・ 当社の製品の強み（高品質・耐久性）をアピールできる分野（業務用・ビル用パッケージエアコン）でのシェア拡大

- ・ グローバルレベルでの最適な調達を行うことによる材料費の低減
- ・ 在庫水準の圧縮
- ・ 物流費等の経費削減
- ・ 新株予約権の発行等による資金調達

これらの施策が奏効した結果、当社は、平成 28 年 3 月期第 3 四半期以降、連続して想定のとおり又はそれ以上の利益が獲得できていることから、本日公表の「平成 29 年 3 月期 第 2 四半期決算短信」において、平成 27 年 3 月期より記載していた「継続企業の前提に関する注記」を解消いたしました。本応募予定株主は、平成 15 年 1 月に当社の筆頭株主となってから現在までの 13 年超にわたり、当社の株式を保有しています。平成 15 年から平成 19 年にかけて、本応募予定株主は、当社に対して、久保田達夫氏（以下「久保田氏」といいます。）を取締役として派遣しておりましたが、当社が平成 16 年に設立した中国現地法人（東莞大泉傳感器有限公司）が本格稼働し、中国ならびに ASEAN を中心としたグローバル化を推進する上で海外経験の豊富な経営者が指揮を取ることが重要との判断から、平成 19 年に、久保田氏から、本応募予定株主に対して、当社の経営に専念したい旨の申出があり、本応募予定株主もこれを了承しました。その後、本応募予定株主からの取締役派遣等を通じて、当社は経営に関する助言等を受けておりましたが、平成 27 年 4 月以降はこうした取締役派遣等もなく、本応募予定株主は、原則として、当社による経営方針の決定を尊重しており、当社と本応募予定株主との関係は、良好です。

本応募予定株主は、全世界的に企業投資を行う会社ですが、原則として、投資から数年程度で売却することを目指しているとのこと。他方で、本応募予定株主による当社株式の保有期間が 13 年超に達していたことから、本応募予定株主は、当社株式の売却を従前より希望していたとのこと。このような状況において、平成 28 年 2 月中旬、本応募予定株主のフィナンシャル・アドバイザーより、インテグラルに対し、本応募予定株主が保有している当社の全株式の売却を模索しており、入札プロセスへの参加の打診があったとのこと。インテグラルは、平成 28 年 3 月下旬に本応募予定株主のフィナンシャル・アドバイザーを通じて当社の代表取締役社長である久保田氏と面談を行った上で、本応募予定株主からの当社株式買取に係る入札に関する検討を開始したとのこと。

インテグラルは、当社を潜在的な投資先候補として情報収集等を行い、当社の製造する素材・生産技術に裏付けられたサーミスタは、業界トップシェアを誇る高い競争力を持った製品であると評価しており、長期的な安定収益を確保できると考えるに至り、平成 28 年 4 月下旬には当社株式の取得について前向きに検討する意向がある旨の意向表明書を本応募予定株主に提出したとのこと。その後、平成 28 年 5 月初旬から久保田氏と協議を重ねる中、当社の経営陣や従業員の士気や取引先からの信用を維持することなど、当社において上場会社であることの意義は高いものと考え、平成 28 年 5 月中旬、インテグラルは、本応募予定株主の所有する当社株式を取得するため、当社の上場維持を前提とした当社に対する公開買付けを実施する旨の提案を本応募予定株主及び当社に対して行いました。

その後、インテグラルは、かかる提案をもって本応募予定株主から独占交渉権を獲得し、平成 28 年 5 月下旬から同年 6 月下旬にかけて当社に対するデュー・ディリジェンスを実施するなどの更なる検討を経て、本応募予定株主との間の協議・交渉を続けるとともに、当社との間でも、本公開買付けの目的や背景、インテグラルが当社に投資することによるメリット、企業価値向上のための施策等について協議・検討を行ったとのこと。

その中で、インテグラルは、当社が、創業以来、時間をかけて磨き上げてきた素材・生産技術に裏付けられた自他ともに認める「サーミスタの品質の高さ」は、競合他社が一朝一夕には獲得できない当社の強みであり、さらに、当社製品のユーザーや競合他社等へのヒアリングを通じて、自動車及び空調顧客向けの既存品ビジネスを通じた“顧客との信頼関係と長期の採用実績”や、品質、価格、カスタマイズ対応力を競合他社と比較して“総合的な競争優位性”を有していると判断したとのこと。また、インテグラルとしては、これらの当社の強み・競争優位性を活かすことで、当社の既存ビジネスの維持のみならず、今後、開発案件に対する対応力で新規ビジネスの獲得も可能であると判断したとのこと。

一方で、インテグラルは、当社の製品が、国内市場のみならず、グローバルに使用される製品であることから、日系メーカーの海外生産拠点及び非日系メーカーに対するサービス及びサポートが不可欠で

あり、海外においても高度な専門知識と提案力を兼ね備えた人材の強化が必要であると理解したとのことです。また、インテグラルは、これらの海外における高度な専門知識と提案力を兼ね備えた人材の強化を実現するためには、優秀な人材の確保と育成及び成長投資のための資金確保が最重要課題であると認識したとのことです。

このような中、インテグラルとしては、インテグラルの経営・財務戦略・海外営業等の豊富な人材ネットワークと実績に鑑み、当社の強みを活かしながら、人材派遣を通じた経営及び財務基盤の強化の両面から、当社に対するサポートを行うことが可能であると判断するに至ったとのことです。また、当社との間で協議を行う中で、人材確保と育成及び成長資金の確保が不可欠であるといった共通の課題認識の下で現経営陣と協働することが可能であり、両社の協働が当社の継続的企業価値向上を実現可能とし、株主の皆様、従業員を含めたステークホルダーにとって最善の選択になるものと判断するに至ったとのことです。

以上のようなインテグラルにおける検討を踏まえ、平成 28 年 8 月中旬及び 9 月下旬に、当社株式を取得することを主たる目的として、インテグラルの関連事業体となる公開買付者らが組成されたとのことです。公開買付者らは、当社が公表している財務情報等の資料、当社に対して平成 28 年 5 月下旬から同年 6 月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場における株価の動向、及び本応募予定株主との交渉結果等を勘案した上、最終的に、平成 28 年 11 月 11 日、本公開買付価格を 370 円、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を 1 円とする本公開買付けを実施することを決定し、平成 28 年 11 月 7 日付で、本応募予定株主との間で本応募契約を締結したとのことです（算定の基礎等の詳細につきましては、前記「①本公開買付けの概要」をご参照ください。）。

(b) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けが成立した後の経営方針について、公開買付者らは、当社が平成 28 年 6 月 3 日付で公表した中期事業戦略における、「顧客の絞込みの徹底」、「3 拠点「地産地消型」生産・供給体制の確立」、「汎用部品を避け、当社の特性を活かした用途分野に製品を絞込むことにより、収益を伴った売上の増加を目指す」という方針を基本としつつ、現時点では「既存顧客の拡販を中心とした売上成長」、「生産コストの削減と運転資金の最適化によるキャッシュ・フロー改善」、「海外営業力の強化」を柱として考えており、具体的には以下のとおりとのことです。

1. 既存顧客の拡販を中心とした売上成長

- 1.1 自動車事業・既存国内顧客：既存国内顧客の既存製品のリニューアルのみならず、グローバル市場及び新領域製品へと納入製品を拡充する
- 1.2 自動車事業・既存海外顧客：海外顧客の既存製品の継続的納入を進めながら、信頼度向上と営業強化により関係を深耕し、納入製品を拡充する
- 1.3 空調事業・既存顧客：グローバル空調市場で成長を目指している既存顧客との関係の強化により、日本・ASEAN を中心に収益を拡充する

2. 生産コストの削減と運転資金の最適化によるキャッシュ・フロー改善

- 2.1 工程改善を中心としたコスト削減を実現する
- 2.2 原材料と仕掛品を中心に棚卸資産を圧縮する
- 2.3 既存設備の改造及び成長・強化領域への注力による設備投資額の適正化を図る

3. 海外事業の強化

- 3.1 海外営業体制を強化し、海外顧客拠点へのリーチを高め、信頼性の構築を図る

公開買付者らは、当社の企業価値向上のための施策について、当社の良きパートナーとして、当社の現経営陣の方々と密に議論を重ね、現場の社員の方々と共に実行に移していきたいと考えているとのことです。

また、公開買付者らは、本公開買付け後の当社の役員構成その他の経営体制については、現時点では、引き続き当社の役員及び従業員を中心として経営の業務執行をお願いする方針であり、本公開買付け後も引き続き職務を執行して頂くことを予定しているとのことです。また、インテグラルから経営人材を派遣する形で当社のサポートを行い、内 1 人を代表取締役会長として常駐派遣する予定とのことです。

そのため、当社は、インテグラルより、本公開買付けが成立した場合、速やかに当社の取締役を選任するための臨時株主総会を開催の上、インテグラルが指名する者を当社の代表取締役に就任させるために必要な手続をとるよう要請を受けており、当社としてもかかる要請に従い臨時株主総会の開催その他の必要な手続をとる所存です。その他当社の経営体制、経営方針等については、当社と協議・検討を行い、適切な方法を選択することを予定しているとのことです。

③当社における意思決定に至る過程

当社は、本応募予定株主から当社株式を売却したい旨の意向が示されたことを受けて、株主構成の安定化を含めて、当社の資本政策に関する検討を開始しました。このような状況において、当社は、公開買付者らが、当社の筆頭株主となる意向を示したことを受けて、平成 28 年 3 月下旬以降、インテグラルとの間で、協議及び交渉を開始しました。

その後、当社は、インテグラルに対して、平成 28 年 5 月下旬から 6 月下旬にかけて、当社のデュー・ディリジェンスの機会を付与しました。当該デュー・ディリジェンスが終了した平成 28 年 6 月下旬以降、当社は、インテグラルとの間で、さらに具体的な協議及び交渉を行うとともに、当社内部でも、インテグラルとの協業による当社の企業価値の向上について、検討を行いました。

公開買付者らの本公開買付け後の経営方針は、当社が中期事業戦略で掲げている「顧客の絞込みの徹底」、「3 拠点「地産地消型」生産・供給体制の確立」、「汎用製品を避けて、当社の特性を活かした用途分野にフォーカスすることにより、売上・収益の増加を目指す」という基本方針を継承しつつ、更に「既存顧客の拡販を中心とした売上成長」、「生産コストの削減と運転資金の最適化によるキャッシュ・フロー改善」、「海外営業力の強化」を行うものです。これらの方針は、当社の従前の経営方針を尊重しつつ、インテグラルの強みを活かせる領域において更なる支援を行っていただくものです。また、当社は、管理部門の体制・運用に改善の余地があり、製造部門においてもベンチマーキング・先端技術の取り込みを積極的に行いたいと考えております。当社は、インテグラルが培ってきた人脈・情報ネットワーク等を活用することにより、当社の経営の安定性・成長性を増すことが可能になると考えております。

以上を踏まえて、当社は、当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者らの意向、後記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書、後記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」「②当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえた上で、本公開買付けに関して慎重に検討した結果、当社が置かれた国内における事業環境は一層厳しさを増すことが予想される反面、公開買付者らを含むインテグラルが培ってきた人脈・情報ネットワーク・信用・知名度を活用することが可能となり、事業のスピード・確実性・シナジー効果が高まることが考えられること、生産コスト、運転資金及びキャッシュ・フローの管理及び改善について指導を受けることができること、当社の製品の販売ルートの拡大に寄与することができることから、公開買付者らとの資本関係を構築することは、事業規模の拡大及び業務効率の向上を図り、今後の当社の更なる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成 28 年 11 月 11 日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役 6 名中、出席取締役 5 名）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。なお、久保田氏は、過去において、本応募予定株主のグループ会社に所属していたことがあることから、意思決定における公正性を可及的に確保するため、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には参加しておりません。

一方で、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定されていないものの、公開買付者らは、当社株式の上場廃止を企図していないとのことであり、万一、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者らは、立会外分売や売出し等の当社株式の上場を維持するための対策について当社と誠実に協議し、当社の協力の下、当社株式の上場廃止の回避のために必要な措置を講じるよう努めていく所存であるとのことです。

以上から、当社の株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

なお、本公開買付け価格については、後記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、東京フィナンシャル・アドバイザーズ（以下「東京フィナンシャル」といいます。）の算定において、市場株価平均法及びDCF法の算定結果のレンジの下限を下回っていますが、類似会社比較法による算定結果のレンジの範囲内であり、不合理な価格ではないと考えられるものの、(i)前記「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者らが本応募予定株主との間で協議・交渉等を行った結果を受けて決定されたものであること、(ii)本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定されていないものの、公開買付者らは、当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であることから、本公開買付け価格の妥当性に関する判断については、当社は中立の立場を取り、意見を留保することを併せて決議いたしました。

また、本新株予約権については、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を、併せて決議しております。

前記取締役会には、一身上の都合により欠席した社外監査役1名（謝宏氏）を除き、当社社外監査役1名を含む当社監査役の2名が出席し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、公開買付者ら及び当社から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャルに当社の株式価値の算定を依頼し、東京フィナンシャルから平成28年11月10日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、東京フィナンシャルから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

東京フィナンシャルは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社普通株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、当社株式の株式価値を算定しており、各方式に基づき算定した当社株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	394円から431円
類似会社比較法	302円から485円
DCF法	406円から496円

市場株価法では、最近における当社株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成28年11月10日を算定基準日として、東証マザーズ市場における当社株式の直近1ヶ月間の終値の出来高加重平均値431円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値の出来高加重平均値400円及び直近6ヶ月間の終値の出来高加重平均値394円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を394円から431円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、302円から485円までと分析しております。

他方で、DCF法では、当社に係る事業計画（平成29年3月期から平成31年3月期まで）をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が平成29年3月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を406円から496円までと分析しております。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込においては前期比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成29年3月期は、3拠点「地産地消型」生産・供給体制の確立（当社作成の平成28年6月3日付「中期事業戦略」参照）や諸経費削減等、従来から取り組んできた合理化施策の効果を反映した平成29年3月期第2四半期までの実績を勘案し、平成29年3月期業績予想に対し14%の利益増加を見込んでおり、営業利益は平成29年3月期には500百万円、平成30年3月期には500百万円、平成31年3月期には500百万円になることを見込んでいるとのことです。

また、東京フィナンシャルは、公開買付者ら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本日現在、当社株式を東証マザーズ市場に上場しております。本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではありませんが、買付けを行う株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程に規定される東証マザーズ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。当社株式が上場廃止となった場合には、当社株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。

公開買付者らによれば、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合の具体的な対応や諸条件について、現時点において決定している事項はありませんが、本公開買付けの結果、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者らは、立会外分売や売出し等の株式の上場を維持するための対策について当社と誠実に協議し、当社の協力の下、当社株式の上場廃止の回避のために必要な措置を講じるよう努めていく所存であるとのことです。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの公正性及び適正を担保するため、以下の措置を講じております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び公開買付者らから独立した第三者算定機関である東京フィナンシャルに当社の株式価値の算定を依頼し、東京フィナンシャルから平成28年11月10日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しております。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、その意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び監査役の異議がない旨の意見

当社は、本応募予定株主から当社株式を売却したい旨の意向が示されたことを受けて、株主構成の安定化を含めて、当社の資本政策に関する検討を開始しました。このような状況において、当社は、公開買付者らが、当社の筆頭株主となる意向を示したことを受けて、平成28年3月下旬以降、インテグラルとの間で、協議及び交渉を開始しました。

その後、当社は、インテグラルに対して、平成28年5月下旬から6月下旬にかけて、当社のデュー・ディリジェンスの機会を付与しました。当該デュー・ディリジェンスが終了した平成28年6

月下旬以降、当社は、インテグラルとの間で、さらに具体的な協議及び交渉を行うとともに、当社内部でも、インテグラルとの協業による当社の企業価値の向上について、検討を行いました。

公開買付者らの本公開買付け後の経営方針は、当社が中期事業戦略で掲げている「顧客の絞込みの徹底」、「3拠点「地産地消型」生産・供給体制の確立」、「汎用製品を避けて、当社の特性を活かした用途分野にフォーカスすることにより、売上・収益の増加を目指す」という基本方針を継承しつつ、更に「既存顧客の拡販を中心とした売上成長」、「生産コストの削減と運転資金の最適化によるキャッシュ・フロー改善」、「海外営業力の強化」を行うものです。これらの方針は、当社の従前の経営方針を尊重しつつ、インテグラルの強みを活かせる領域において更なる支援を行っていただくものです。また、当社は、管理部門の体制・運用に改善の余地があり、製造部門においてもベンチマーキング・先端技術の取り込みを積極的に行いたいと考えております。当社は、インテグラルが培ってきた人脈・情報ネットワーク等を活用することにより、当社の経営の安定性・成長性を増すことが可能になると考えております。

以上を踏まえて、当社は、当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者らの意向、前記「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書、前記「②当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえた上で、本公開買付けに関して慎重に検討した結果、当社が置かれた国内における事業環境は一層厳しさを増すことが予想される反面、公開買付者らを含むインテグラルが培ってきた人脈・情報ネットワーク・信用・知名度を活用することが可能となり、事業のスピード・確実性・シナジー効果が高まることが考えられること、生産コスト、運転資金及びキャッシュ・フローの管理及び改善について指導を受けることができること、当社の製品の販売ルートの拡大に寄与することができることから、公開買付者らとの資本関係を構築することは、事業規模の拡大及び業務効率の向上を図り、今後の当社の更なる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成28年11月11日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役6名中、出席取締役5名）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。なお、久保田氏は、過去において、本応募予定株主のグループ会社に所属していたことがあることから、意思決定における公正性を可及的に確保するため、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には参加していません。

一方で、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定されていないものの、公開買付者らは、当社株式の上場廃止を企図していないとのことであり、万一、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者らは、立会外分売や売出し等の当社株式の上場を維持するための対策について当社と誠実に協議し、当社の協力の下、当社株式の上場廃止の回避のために必要な措置を講じるよう努めていく所存であるとのことです。

以上から、当社の株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格については、前記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、東京フィナンシャル・アドバイザーズ（以下「東京フィナンシャル」といいます。）の算定において、市場株価平均法及びDCF法の算定結果のレンジの下限を下回っていますが、類似会社比較法による算定結果のレンジの範囲内であり、不合理な価格ではないと考えられるものの、(i)前記「(2) 意見の根拠及び理由」「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者らが本応募予定株主との間で協議・交渉等を行った結果を受けて決定されたものであること、(ii)本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定されていないものの、公開買付者らは、当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であることから、本公開買付価格の妥当性に関する判断については、当社は中立の立場を取り、意見を留保することを併せて決議いたしました。

また、本新株予約権については、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を、併せて決議しております。

前記取締役会には、一身上の都合により欠席した社外監査役1名（謝宏氏）を除き、当社社外監査役

1名を含む当社監査役の2名が出席し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

4. 公開買付者らと当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者らは、本公開買付けの実施にあたり、本応募予定株主との間で、本応募予定株主が本日現在所有する当社株式の全て(2,094,000株、所有割合25.03%)を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成28年11月7日付で締結しているとのことです。本応募契約において、本応募予定株主による応募の前提条件として、(i)公開買付者らによる表明保証(注1)が、本応募契約締結日及び本日現在において、重要な点においていずれも真実かつ正確であること、(ii)本応募契約において定められた本日現在までの公開買付者らの義務(注2)が、重要な点においていずれも履行されていること、(iii)日本の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含み、以下「独占禁止法」といいます。)上の株式の取得禁止期間が満了しており、インテグラルグループが公正取引委員会より、本公開買付けによって当社の株式を取得することに関して排除措置命令の事前通知を行わない旨の通知を受領していること(注3)が定められているとのことです。なお、本応募予定株主が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

(注1) 本応募契約において、公開買付者らは、(i)設立、存続及び権限、(ii)締結及び履行並びに企図されている取引の実行に必要な権限、強制執行可能性及び法令等への抵触の不存在、(iii)企図されている取引の障害となる訴訟の不存在、(iv)本公開買付けを通じた当社株式の取得によって公開買付者らに生じ得るメリット及びリスクを評価する能力を有していること、(v)本応募契約に係る取引に関して仲介手数料・代理手数料等の支払い義務を負っていないこと、(vi)反社会的勢力との関係の不存在、(vii)本応募契約に定められた以外の本応募予定株主の責任を追及しないこと等を表明保証しているとのことです。

(注2) 公開買付者らは、本応募契約において、本公開買付けを実施する義務のほか、秘密保持義務、実務上可能な限り速やかに公正取引委員会に必要な届出を行い、独占禁止法上の取得禁止期間を短縮させるよう公正取引委員会に要求される情報を速やかに提供するよう商業上合理的な努力をする義務を負っているとのことです。

(注3) 本日現在、既に取得禁止期間が満了しており、インテグラル・パートナーズ株式会社は、平成28年8月22日付で排除措置命令を行わない旨の通知を公正取引委員会より受領しているとのことです。

5. 公開買付者ら又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者らに対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上

(参考) 公開買付者らによる公表文 (別添)

平成 28 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 インテグラル・オーエス投資事業組合 1 号
組合員 インテグラル・オーエス株式会社
代表者名 代表取締役 辺見芳弘
T E L . 03-6212-6097

会 社 名 Spring L.P.
ジェネラル・パートナー
代表者名 Integral Partners (Cayman) II (A) Limited
Director John Cullinane

**株式会社大泉製作所株券等（証券コード：6618）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

インテグラル・オーエス投資事業組合 1 号及び Spring L.P.（以下、インテグラル・オーエス投資事業組合 1 号及び Spring L.P. を総称して「公開買付者ら」といいます。）は平成 28 年 11 月 11 日、株式会社大泉製作所（東京証券取引所マザーズ市場、コード：6618、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）、及び本新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「②新株予約権」において定義します。以下同じです。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者らは、主に対象者に投資することを目的とした(i)平成 28 年 9 月 30 日に組成された民法上の任意組合であるインテグラル・オーエス投資事業組合 1 号、及び(ii)平成 28 年 8 月 18 日に組成された英国領ケイマン諸島法に基づくエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップである Spring L.P. であり、本日現在、インテグラル・オーエス投資事業組合 1 号は対象者株式 100 株を所有しており、Spring L.P. は対象者株式を所有しておりません。公開買付者らは、いずれもインテグラル株式会社（以下「インテグラル」といいます。）の関連事業体であり、本公開買付けの実施を目的として新たに組成されました。

インテグラルは、「Trusted Investor＝信頼出来る資本家」を企業理念とし、「ハートのある信頼関係を事業全ての基礎とします」、「長期的な企業価値の向上を愚直に追求します」、「最高の英知を結集し、『新しい何か』の創造に挑戦します」の 3 つの行動規範を掲げて、投資先企業の経営陣との信頼関係を礎にし、長期的視野に立ってエクイティ投資を行う投資会社であり、インテグラルにおいて、これまでキュービーネット株式会社、スカイマーク株式会社等、計 13 件の投資実績を有し、投資後は「経営と同じ目線・時間軸」をもって投資先企業とともに歩み、企業価値向上に向けた経営・財務の両面でのサポートを行って参りました。

投資先企業の運営に関しては、既存の運営体制を尊重することを基本におきつつ、必要に応じてインテグラルのメンバーを派遣し様々な経営課題についての経営支援を行う体制をとっており、正に投資先企業の皆様と『同じ目線・時間軸』をもって共に歩み、企業価値の最大化に向けて経営・財務の両面での最適な経営支援を行わせていただいております。インテグラルは、コスト削減やオペレーションの効率化のみによる短期的な利益の追求ではなく、長期的な視野に立った投資やリソース配分を行い、永続的な事業の成長・発展を目指すことをモットーとしております。長年 M&A 業務及び会社経営に従事し、それらの高度な専門的知識を有する者が

集まった国内独立系のファンドとして、日本企業のマネジメント層の特性を十分に理解・尊重しながら、投資先企業の企業価値向上を最優先した成長戦略促進の支援に全力で取り組んでおります。

今般、公開買付者らは、平成 28 年 11 月 11 日、株式会社東京証券取引所のマザーズ市場に上場している対象会社株式を取得し、対象者への取締役の派遣による経営参画を通じて対象者の企業価値の向上を図ることを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者らは、本公開買付けに際し、対象者の筆頭株主のアジア リカバリー ファンド エルピー、第 2 位株主のダブリュエルール リカバリー ファンド ツー エルピー、第 3 位株主のアジア リカバリー コーインベストメント パートナーズ エルピー（以下、総称して「本応募予定株主」といいます。）との間で、平成 28 年 11 月 7 日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、本応募予定株主が、その所有する対象者株式（2,094,000 株、所有割合（注）25.03%）の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。

公開買付者らは、本公開買付けの買付予定数の下限を、本応募契約に基づく応募予定株式数と同数の 2,094,000 株（所有割合（注）25.03%）としております。したがって、公開買付者らは、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が、2,094,000 株に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、公開買付者らは、対象者株式の上場廃止を企図しておりませんが、最近の対象者株価動向等を勘案した上で本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格による売却を希望する本応募予定株主以外の対象者株主の皆様に対しても、広く売却の機会を確保するため、買付予定数の上限は定めておりません。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注）「所有割合」とは、対象者が平成 28 年 11 月 11 日に提出した第 103 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の対象者株式の発行済株式総数（7,882,968 株）から同報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（121 株）を控除し、対象者が平成 28 年 11 月 1 日に公表した「第三者割当による第 2 回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況に関するお知らせ」に記載された本新株予約権 50 個の行使に伴い発行された対象者株式数（5,000 株）及び平成 28 年 10 月 31 日現在の未行使の本新株予約権（4,795 個）の目的となる対象者株式数（479,500 株）を加算した株式数（8,367,347 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。なお、対象者からのヒアリングによれば、平成 28 年 11 月 11 日に本新株予約権 600 個の行使に伴い対象者株式 60,000 株が発行されているとのことであるが、平成 28 年 9 月 30 日以降平成 28 年 11 月 11 日までの間においては、前記本新株予約権の行使に伴う合計 65,000 株の交付を除いて対象者株式の発行済株式総数及び対象者が所有する自己株式数に変動はなく、また、平成 28 年 10 月 31 日以降平成 28 年 11 月 11 日までの間においては、平成 28 年 11 月 11 日に行使された本新株予約権 600 個の減少（減少後の未行使の本新株予約権の数は 4,195 個）を除き、未行使の本新株予約権の個数について変動はないとのことです。

本公開買付けの概要は以下の通りです。

（1）対象者の名称

株式会社大泉製作所

（2）買付け等をする株券等の種類

①普通株式

②新株予約権

平成 27 年 3 月 9 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行した行使価額修正条項付第 2 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

（3）届出当初の買付け等の期間

平成 28 年 11 月 14 日（月曜日）から平成 28 年 12 月 13 日（火曜日）まで（21 営業日）

(4) 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成 28 年 12 月 27 日（火曜日）まで（30 営業日）となります。

(5) 買付け等の価格

- ①普通株式 1 株につき、金 370 円
- ②本新株予約権 1 個につき、金 1 円

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,367,247 (株)	2,094,000 (株)	—

(7) 決済の開始日

平成 28 年 12 月 20 日（火曜日）

（注） 金融商品取引法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成 29 年 1 月 5 日（木曜日）となります。

(8) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者らが平成28年11月14日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

- 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースに含まれる全ての財務諸表が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者ら及び対象者は米国外で設立された会社又は組合であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社若しくは組合又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社若しくは組合及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服しめることができる保証はありません。
- 本プレスリリースには、「期待」「予想」「意図」「予定」「考え」「見込み」等の表現を用いて、将来に関する記述が含まれている場合があります。その中には、公開買付者らや他の企業の将来の事業に関する記述も含まれています。将来に関する記述は、公開買付者らの経営陣による現時点での事業予測に係る見解に基づくものであり、実際の結果は、将来の状況に応じて、記述内容と異なる場合があります。なお、公開買付者らは、本プレスリリースについて、本プレスリリース後に生じる事象や状況を反映させるために、その将来に関する記述を更新する義務を負うものではありません。
- 本プレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課される場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。
- 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- 公開買付者ら又は対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー（その関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。